

指定管理者候補者選定結果概要

産業経済部観光課所管の丹波市立丹波いっぷく茶屋において、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下のとおり指定管理者の特例審査を行った。

指定管理施設	施設名 丹波市立丹波いっぷく茶屋 所在地 丹波市氷上町本郷 62 番地 1
募集期間	—
応募団体数	1 団体
応募団体名	一般社団法人丹波市観光協会
審査日程	令和 3 年 9 月 10 日（金）
審査方法 （選定基準の概略）	丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に基づき選定された特例団体である指定管理者候補者からの申請内容を指定管理者選定評価委員会において、質疑及び審査を行った。
指定管理者候補者	団体名 一般社団法人丹波市観光協会 所在地 兵庫県丹波市春日町黒井 1597 番地 代表者 代表事長 柳川 拓三
選定理由	当該施設の管理等については、「市民及びその他の利用者に観光情報及び特産品情報の発信並びに物産の販売等を行うことにより、丹波市の活性化及び観光の振興に寄与する」という設置目的に照らし、観光産業の発展及び観光文化の向上を目的とする一般社団法人丹波市観光協会が行うことで、効果的な管理及び運営が期待できることから、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、指定管理者の候補者に選定した。指定管理者選定評価委員会においては、提出された申請内容について審査を行い、丹波市立丹波いっぷく茶屋の設置目的を達成するにあたり、本市が求める基準を満たしていることを確認した。
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）
所管部署	産業経済部 観光課 TEL：0795-88-5115
備考	丹波市公の施設の指定管理者選定評価委員会設置要綱 別紙のとおり